プロジェクト マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応 「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」の文案 - 公開草案に寄せられたコメント とそれらに対する対応案

本資料の目的

- 1. 企業会計基準委員会は、平成 29 年 12 月 7 日に実務対応報告公開草案第 54 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)を公表した。
- 2. 本公開草案のコメント期間は2ヵ月であり、平成30年2月7日に締め切られた。本公開草案に対しては、4通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。

以上

実務対応報告公開草案第54号

「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。) (平成29年12月7日公表)

2. コメント募集期間

平成 29 年 12 月 7 日~平成 30 年 2 月 7 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第●号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い」(平成●年●月●日公表)(以下「本実務対応報告」という。)

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	公益社団法人日本年金数理人会・公益社団法人日本アクチュアリー会
CL2	日本公認会計士協会
CL3	一般社団法人日本経済団体連合会
CL4	宝印刷グループ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会(以下「委員会」という。)のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
総論		
(全体を支持する	<u>るコメント)</u>	
 本公開草案の内容を支持する。 	本公開草案の提案に同意する。	
(全体を支持し	ないコメント)	
2) 本公開草案の内容を支持しない。	利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の2つの方法のいずれが妥当か、結論を導くべきと考える。 (理由) 利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の2つの方法のいずれが妥当か、検討を保留し、いずれも認めることの実務対応を無期限に延長することは、高品質な会計処理を確保する観点から適切な対応ではないと考える。 たとえ重要な影響を及ぼさないとしても、両方法の妥当性に関する結論を保留することは、退職給付債務の計算プロセスの適正性に疑念や悪影響を与える要因になりえるものであり、妥当な結論ではないと考える。 公表議決において示された反対意見に同意し、10年物国債金利をゼロ%程度で推移させる政策が採られる現状況下においても、「マイナスの利回りをそのまま利用する方法」に限定すべきと考える。	

審議事項(3)-4

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
(割引率に関す	る取扱い)	
3) 国債を選択	本公開草案第 10 項の中に「この点、国際的な会計基準においても、退職給付債務は	
肢として認め	同様の方法により測定することとされている。国際的な議論においても、退職給付債	
ている日本基 準と原則とし	務の測定の目的が必ずしも明らかではないと指摘されているところであり、見解が分	
て優良社債を	かれ得るものと考えられる」とある。ここで、「この点」とは本公開草案第9項まで	
用いる国際基	で論じられている2つの考え方に関する内容を指しているものと解される。しかしこ	
準には差異があり、その差異	の表現では、国際基準においても日本基準と同様に、割引率は国債の利回りに基づく	
の解消を含め	かのような、あるいは、日本基準における国債のマイナス利回りの取扱いと同様の問	
た議論が必要	題が、国際的な会計基準においても論じられる可能性があって、その場合に見解が分	
となる。	かれ得るかのような誤解を読者に与えるように思われる。	
	国際基準は、原則として優良社債を用いることとされている点で、日本基準とは差	
	異がある。このため、国際基準ではマイナス利回りの市場環境における割引率のあり	
	方が議論されたことはなく、これからも議論される見込みがあるようには思われな	
	い。上述のような読者に誤解を与えかねない表現は避けるべきであり、日本基準と国	
	際基準の差異の解消を含めた議論が必要と考える。	
	なお、実務対応報告第34号の公開草案に対しても、国債を選択肢として認めている	
	日本基準の取扱いについて重要な論点となりうる旨のコメントを、平成 29 年 3 月 3	
	日付で当会から提出している。	
4) 国債は 10	確かに、現状、10年物国債の金利はゼロ付近であるが、問題となるのは、10年未満	
年未満の金利がマイナスで	の金利がマイナスであるからであり、それが、あらゆる財務報告における退職給付債	
あり、重要な影	務の計算に、会計上重要な影響を及ぼさないとは考え難い。むしろ、本件が論点とさ	
響を及ぼすケ	れていることに鑑みれば、重要な影響を及ぼすケースが少なからずあると考えるべき	
ースが少なか		

審議事項(3)-4

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
らずあると考 えられる。	であろう。	
	本公開草案第11項の後半で述べられている本公開草案の結論は、前半の定量的な論	
	点が決定的な根拠となっていて、それがまた当面の間の取扱いを再検討する主要なポ	
	イントとされているように感じられる。それにしては、当該論点の検討は、上記の通	
	り、不十分であるように思われる。	
5) 理論的な根	現行の退職給付会計基準では、退職給付債務の計算において、企業固有の見積りの	
拠を示すべきである。	要素と市場で観察される要素が混在し、割引率をゼロで止める方法とマイナスの利回	
	りをそのまま利用する方法の2つの方法を採り得ると考えられること、また、国際的な	
	議論においても退職給付債務の測定の目的が必ずしも明らかでないと指摘されてい	
	るところであることを考慮すれば (本公開草案第10項)、現時点でどちらかの方法に一	
	本化できる状況にはないと考えられる。	
	ただし、実務対応報告第34号では、退職給付債務等の計算における割引率をゼロで	
	止める方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のそれぞれについて、会計処	
	理の理論的な根拠が明確に示されておらず、本公開草案においても明確に示されてい	
	ないが、企業が判断を行う材料としても、また、会計基準等の高品質化を図るために	
	も、理論的な根拠を示すべきである。	
6)利回りの下	作成者の立場から、債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算に	
限としてゼロを利用するこ	おける割引率は、利回りの下限としてゼロを利用することが適切であるとの意見が根	
を利用するこ	強くある。退職給付債務は、「退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末まで	
る。 る。	に発生していると認められる額を割り引いて計算する」(退職給付会計基準)ものであ	
	るが、債券の利回りを基礎とする割引率がマイナスになり、結果として貸借対照表価	
	額が割増しとなることは、基準が意図していない状況であり、財務報告の目的にそぐ	

審議事項(3)-4

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	わない結果であると考えられる。マイナスの利回りをゼロに補正することが最も適	
	切、かつ、財務報告の目的を達成するための最善の方法である。	
(適用時期)		
7) 記載の一部削除を求める。	本公開草案第2項の「第2項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に	
	重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」につ	
	いて、本文から削除すべきである。	
	本公開草案第11項からは金利環境面の動向が実務対応報告の見直しの判断に当た	
	って重要であると思われるが、貴委員会が何を基準に判断するのかは明確に述べられ	
	ていない。したがって、実務対応報告の見直しの時期について判断に窮するなど、こ	
	のままでは実務上の混乱も懸念される。	
	そもそも、実務対応報告においていずれの方法も認めていることから、当該実務対	
	応報告が改正されるまでの間はいずれの方法も適用できることは自明である。加え	
	て、当該実務対応報告を改正する役割を貴委員会が有していることから、あえて「当	
	該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」と本文に明示する必要性もな	
	٧٠°	
	本公開草案第11項によって「当面の間」については説明がなされていることからも、	
	本文にある「第2項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影	
	響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」という文言に	
	ついては削除すべきと考える。	

以上